

南山大学コンプライアンス委員会規程

(目的)

第1条 南山大学コンプライアンス室（以下「コンプライアンス室」という。）の業務を監査し、その公正さを担保するため、南山大学コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の職務権限)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、コンプライアンス室が行った助言や勧告等を検証し、学長に報告する。

② 委員会は、コンプライアンス室の行為に対する、大学の各部署からの不服申立てを受ける。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 1 外部の弁護士等の有識者若干名
- 2 学長補佐1名
- 3 大学協議会構成員若干名
- 4 大学本部に所属する事務職員1名
- 5 経営本部に所属する事務職員1名
- 6 学園監事

② コンプライアンス室長は、オブザーバーとして委員会に出席する。

③ 委員の構成は、可能な限り男女のバランスに配慮するものとする。

(委員長等)

第4条 委員長は、前条第1項の委員のうちから、大学評議会の議を経て、学長が委嘱する。

② 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

③ 委員長に事故あるときは、委員の互選により選出した委員が、その職務を代行する。

④ 委員会は、年2回程度開催する。

⑤ 委員会は、委員総数の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

⑥ 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

⑦ 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員長および委員の任期は、2年とする。ただし、任期満了前に退任する委員があるときは、この委員に代わって就任する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

② 委員長および委員は、再任を妨げない。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理させるため、事務局を学長室に置く。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2015年9月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。